

議案第45号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、世帯に出産予定又は出産した被保険者（以下、出産被保険者という。）がある場合、その被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額を減額する措置が、令和6年1月1日から創設されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

- (1) 産前産後期間における出産被保険者の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置の導入（第21条第3項の追加規定）

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に出産被保険者がある場合、出産予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの4か月分（多胎妊娠の場合は6か月分）の、当該出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を減額します。

なお、7割、5割、2割の減額をした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額から減額します。

- (2) 出産被保険者に係る届出の追加（第22条の3の追加規定）

国民健康保険税の納税義務者は、世帯に出産被保険者が属する場合には、氏名、住所、出産予定日等を届け出る必要があることを規定します。

2. 施行期日等

- (1) 施行期日

令和6年1月1日から施行します。

- (2) 適用区分

この条例による改正後の斑鳩町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国

民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。